

## 景観の形成等に関する条例

	昭和60年3月27日	条例第17号
改正	平成元年4月1日	条例第22号
	平成5年3月29日	条例第16号
	平成16年10月8日	条例第53号
	平成18年3月24日	条例第34号
	平成19年3月16日	条例第21号
	平成19年12月25日	条例第49号
	平成20年10月7日	条例第47号
	平成20年12月17日	条例第50号
	平成20年12月17日	条例第53号
	平成21年3月23日	条例第13号
	平成25年3月22日	条例第15号

### 目次

- 第1章 総則（第1条 第7条の2）
  - 第2章 景観形成地区（第8条 第14条）
  - 第3章 広域景観形成地域（第15条 第21条）
    - 第3章の2 星空景観形成地域（第21条の2 第21条の9）
    - 第3章の3 景観形成重要建造物等
      - 第1節 景観形成重要建造物等（第21条の10 第21条の13）
      - 第2節 認定景観形成重要建造物（第21条の14 第21条の21）
  - 第4章 大規模建築物等（第22条 第27条）
    - 第4章の2 特定建築物等
      - 第1節 特定建築物等の新築等の届出（第27条の2 第27条の2の6）
      - 第2節 景観影響評価（第27条の2の7 第27条の14）
    - 第4章の3 建築物等その他の物件の管理（第27条の15 - 第27条の21）
    - 第4章の4 空地の利用又は管理（第27条の22）
  - 第5章 住民の参画と協働による景観の形成等（第28条 第29条の5）
    - 第5章の2 公共施設景観指針（第29条の6）
  - 第6章 雑則（第30条 第32条）
  - 第7章 罰則（第33条 第36条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、第21条の第10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等(特定建築物等を除く。)をいう。
  - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
  - イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの
- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
  - ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。)で、延べ面積(当該ホテル営業又は旅館営業の用に供する部分に限る。)が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積(当該営業の用に供する部分に限る。)が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの
  - ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル(当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの
  - エ 観覧車で、高さが31メートル(当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施すると

ともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

(景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(地域景観形成等基本計画)

第7条の2 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「地域景観形成等基本計画」という。)を定めることができる。

2 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地域景観形成等基本計画の区域

(2) 地域景観形成等基本計画の目標

(3) 前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第1項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。

4 知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

5 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。

6 前条第2項の規定は、第1項の規定による決定について、第4項及び前条第2項の規定は、

地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

## 第2章 景観形成地区

(指定)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域(当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。)を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区
- (4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。

4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成基準)

第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (2) 広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。)の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
- (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
- (4) その他景観の形成を図るために必要な事項

3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物等(特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。)の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。)
- (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
- (3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)
- (4) 屋外における自動販売機の設置

2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの
- (2) 工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの

3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 広告物等の表示又は設置(法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。**第17条第5号において同じ。**)
- (2) 屋外における自動販売機の設置

(景観に及ぼす影響に関する協議)

第11条 景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。)内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第12条の2 知事は、**第10条各項の規定による届出**をした者が正当な理由なく**前条**の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表す

ることができる。

(建築物等その他の物件に係る要請)

第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機(以下「建築物等その他の物件」という。)が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

### 第3章 広域景観形成地域

(指定)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、**広域景観**の形成を図る必要がある地域を、**それぞれ当該各号に定める広域景観形成地域**として指定することができる。

(1) 次のいずれかに掲げる地域 **風景型広域景観形成地域**

- ア 良好な自然の風景を有する地域
- イ 良好な田園風景を有する地域
- ウ 歴史的又は文化的な風景を有する地域

(2) 国道、県道等の沿道の地域 **沿道型広域景観形成地域**

2 市町長は、**広域景観**の形成を図る必要があると認める地域については、**広域景観形成地域**の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあつた地域が、**広域景観**の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域が第1項各号の地域に該当しない場合においても、**広域景観形成地域**に指定することができる。

4 第8条第4項(ただし書を除く。)から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項(ただし書きを除く。)から第8項までの規定は、**広域景観形成地域**の変更について準用する。

(広域景観形成基準)

第16条 知事は、**広域景観形成地域**を指定しようとするときは、当該**広域景観形成地域**について、**広域景観形成基準**を定めるものとする。

2 前項の**広域景観形成基準**には、次に掲げる事項のうち、当該**広域景観形成地域**における**広域景観**の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

(1) **広域景観**の特性

(2) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

(3) **広告物**等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

(4) その他**広域景観**の形成を図るために**必要な事項**

3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の**広域景観形成基準**の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第17条 **広域景観形成地域**内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 大規模建築物等の新築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号及び第3号において同じ。）

(2) 大規模建築物等の改築又は増築（当該行為に係る部分が第2条第5号ア又はイに掲げる区域の区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限る。次号において同じ。）

(3) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(4) 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前3号に該当する行為を除く。）

(5) 広告物等の表示又は設置（沿道型**広域景観形成地域**における行為に限る。）

(**広域景観**に及ぼす影響に関する協議)

第18条 **広域景観形成地域**内において、規則で定める**広域景観**に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、**同条**の規定による届出又は第21条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が**広域景観**に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が**広域景観**に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

第19条 知事は、第17条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が**広域景観形成基準**に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第19条の2 知事は、第17条の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該届出に係る行為の内容を**広域景観形成基準**に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(大規模建築物等又は広告物等に係る要請)

第20条 知事は、**広域景観形成地域**内において、現に存する大規模建築物等又は**広告物等**が**広域景観形成基準**に著しく適合しないと認めるときは、当該大規模建築物等又は**広告物等**の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くも

のとする。

( 広域景観形成協議会 )

第20条の2 知事は、広域景観形成地域として指定しようとする地域において、次に掲げる事項に係る県及び当該地域内の市町(以下「地域内市町」という。)相互間の意見を調整し、県及び地域内市町の広域景観の形成に関する施策の調和を図るため、広域景観形成協議会を組織することができる。

(1) 広域景観形成地域の範囲

(2) 広域景観の形成を図るための行為の制限に関する事項

(3) その他広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項

2 前項の広域景観形成協議会は、県及び地域内市町をもって構成する。

3 第1項の広域景観形成協議会の構成員は、広域景観形成協議会において協議が調った事項について尊重するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、広域景観形成協議会の運営に関し必要な事項は、広域景観形成協議会が定める。

( 国等に関する特例 )

第21条 第14条の規定は、広域景観形成地域内において、国等が行う第17条各号に掲げる行為について準用する。

## 第3章の2 星空景観形成地域

( 指定 )

第21条の2 知事は、星空景観の形成を図る必要がある地域を、星空景観形成地域として指定することができる。

2 市町長は、星空景観の形成を図る必要があると認める地域については、星空景観形成地域の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあつた地域が、星空景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域を星空景観形成地域に指定するものとする。

4 第8条第4項から第8項までの規定は第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は星空景観形成地域の変更について準用する。

( 星空景観の形成を阻害する行為の禁止 )

第21条の3 何人も、星空景観形成地域内においては、サーチライトその他の照明器具を星空景観の形成を著しく阻害するような方法で使用してはならない。

( 星空景観形成照明基準 )

第21条の4 知事は、星空景観形成地域内における星空景観の形成を図るために必要な照明器具の設置及び使用に関する基準(以下「星空景観形成照明基準」という。)を定めるものとする。

2 星空景観形成照明基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 照明器具の設置の位置及び照射の向き

(2) その他星空景観の形成を図るために、照明器具の設置及び使用に際して特に配慮すべき事項

3 第8条第4項から第8項までの規定は、星空景観形成照明基準の決定及び変更について準用する。



( 星空景観形成照明基準の遵守 )

第21条の5 星空景観形成地域内において照明器具を設置し、又は使用する者は、星空景観形成照明基準を遵守しなければならない。

( 改善命令等 )

第21条の6 知事は、星空景観形成地域内における照明器具の設置又は使用が星空景観形成照明基準に適合しないと認めるときは、当該照明器具を設置し、又は使用している者に対し、期限を定めて当該照明器具の設置若しくは使用の方法についての改善を命じ、又は期間を定めて当該照明器具の使用の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

( 特定施設の新設等の届出 )

第21条の7 星空景観形成地域内において、多数の照明器具を使用するものとして規則で定める施設(以下「特定施設」という。)の新設、改修又は増設(以下「新設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、当該特定施設における照明器具の使用の方法その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

( 国等に関する特例 )

第21条の8 第14条第1項の規定は、星空景観形成地域内において、国等が行う特定施設の新設等について準用する。

( 立入検査等 )

第21条の9 知事は、第21条の5から前条までの規定の施行に必要な限度において、星空景観形成地域内において照明器具を設置し、若しくは使用している者に対して報告を求め、又は当該職員に、照明器具が設置され、若しくは使用されている場所その他の必要と認める場所に立ち入り、当該照明器具その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 第3章の3 景観形成重要建造物等

#### 第1節 景観形成重要建造物等

( 指定 )

第21条の10 知事は、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木若しくは樹木の集団を、建造物にあっては景観形成重要建造物として、樹木又は樹木の集団にあっては景観形成重要樹木として指定することができる。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同条第2項の規定により指定された国宝、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第109条第2項

の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物

(2) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(3) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項の規定により指定された兵庫県指定重要有形文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された兵庫県指定史跡名勝天然記念物

(4) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第112条第1項の規定により指定された郷土記念物

(5) 文化財保護法第182条第2項の規定に基づく市町の条例の規定により指定された文化財

2 知事は、前項の規定により景観形成重要建造物又は景観形成重要樹木(以下「景観形成重要建造物等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、当該景観形成重要建造物等の所有者の同意を得るとともに、当該景観形成重要建造物等が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により景観形成重要建造物等を指定したときは、規則で定める事項を当該景観形成重要建造物等の所有者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

4 知事は、景観形成重要建造物等が第1項各号に掲げるものに該当するに至つたとき、又は滅失、毀(き)損、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

5 知事は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による指定を解除することができる。

6 第2項の規定は前項の規定による景観形成重要建造物等の指定の解除について、第3項の規定は前2項の規定による景観形成重要建造物等の指定の解除について準用する。

(維持管理義務)

第21条の11 景観形成重要建造物等の所有者等は、当該景観形成重要建造物等の優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めなければならない。

(行為の届出)

第21条の12 景観形成重要建造物等(第21条の15の認定景観形成重要建造物を除く。)の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでない。

(1) 景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却

(2) 景観形成重要樹木の移植又は伐採

(指導又は助言)

第21条の13 知事は、景観形成重要建造物等の維持管理が適当でないため、その優れた景観が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該景観形成重要建造物等の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

## 第2節 認定景観形成重要建造物

(保存活用計画の認定)

第21条の14 景観形成重要建造物の所有者は、当該景観形成重要建造物を活用することによりそ

の保存を図るために、改築、増築、移転、修繕、模様替え又は用途の変更をしようとする場合において、当該景観形成重要建造物を建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合させることが著しく困難であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した計画(以下「保存活用計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に認定を申請することができる。

- (1) 当該景観形成重要建造物の名称及び所在地
  - (2) 当該景観形成重要建造物の所有者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (3) 当該景観形成重要建造物を活用することによりその保存を図るために必要な工事の内容
  - (4) 当該景観形成重要建造物の安全性に関する事項
  - (5) 当該景観形成重要建造物の維持管理に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該景観形成重要建造物の保存を図るために知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る保存活用計画により当該景観形成重要建造物の適切な保存を図ることができることを認めるときは、当該保存活用計画を認定するものとする。
  - 3 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該景観形成重要建造物が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。
  - 4 知事は、第2項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。
  - 5 前各項の規定は、保存活用計画の変更について準用する。

#### (認定景観形成重要建造物の保存)

第21条の15 前条第2項の規定による認定を受けた景観形成重要建造物(以下「認定景観形成重要建造物」という。)の所有者等は、当該保存活用計画に従って認定景観形成重要建造物の保存を図らなければならない。

#### (勧告)

第21条の16 知事は、認定景観形成重要建造物について、保存活用計画に従った保存が図られていないと認めるときは、当該認定景観形成重要建造物の所有者等に対し、保存活用計画に従って保存を図るために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (現状変更等に係る許可)

第21条の17 認定景観形成重要建造物の所有者等は、当該認定景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更(以下「現状変更等」という。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 知事は、当該認定景観形成重要建造物の適切な保存のために必要があると認めるときは、第1項の許可に必要な条件を付することができる。
- 4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(措置命令)

第21条の18 知事は、前条第1項若しくは第4項の許可に係る行為が当該許可の内容又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に適合しないと認めるときは、同条第1項又は第4項の許可を受けた者に対して、当該行為の停止を命じ、又は期間を定めて是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。ただし、許可に係る行為の停止を命じようとするときは、この限りでない。

(保存活用計画の廃止の届出)

第21条の19 認定景観形成重要建造物の所有者は、保存活用計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 第21条の14第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(保存活用計画の認定の取消し)

第21条の20 第21条の10第4項又は第5項の規定により当該景観形成重要建造物の指定が解除されたときは、第21条の14第2項の規定による認定は、取り消されたものとみなす。

2 知事は、認定景観形成重要建造物の所有者等が第21条の16の規定による勧告又は第21条の18第1項の規定による命令に従わないときは、第21条の14第2項の規定による認定を取り消すことができる。

3 第21条の14第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(立入検査等)

第21条の21 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定景観形成重要建造物の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に認定景観形成重要建造物若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第4章 大規模建築物等

(大規模建築物等景観基準)

第22条 知事は、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。以下この章において同じ。)又は**広域景観形成地域**以外の地域における大規模建築物等について、大規模建築物等景観基準を定めるものとする。

2 前項の大規模建築物等景観基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

(2) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、大規模建築物等景観基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、大規模建築物等景観基準を定めたときは、その内容を告示するものとする。

5 前2項の規定は、大規模建築物等景観基準の変更について準用する。

(行為の届出)

第23条 景観形成地区又は**広域景観形成地域**以外の地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模建築物等の新築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 大規模建築物等の改築又は増築（当該行為に係る部分が第2条第5号ア又はイに掲げる区域の区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限る。次号において同じ。）
- (3) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
- (4) 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前3号に該当する行為を除く。）

（景観に及ぼす影響に関する協議）

第24条 景観形成地区又は**広域景観形成地域**以外の地域内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、同条の規定による届出又は第27条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査又は予測を行うことを求めることができる。

（指導又は助言）

第25条 知事は、第23条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が大規模建築物等景観基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第25条の2 知事は、**第23条の規定による届出**をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を大規模建築物等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（大規模建築物等に係る要請）

第26条 知事は、景観形成地区又は**広域景観形成地域**以外の地域内において、現に存する大規模建築物等が大規模建築物等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該大規模建築物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

（国等に関する特例）

第27条 第14条の規定は、景観形成地区又は**広域景観形成地域**以外の地域内において、国等が行

う第23条各号に掲げる行為について準用する。

## 第4章の2 特定建築物等

### 第1節 特定建築物等の新築等の届出

#### (特定建築物等景観基準)

第27条の2 知事は、特定建築物等と地域の景観との調和を図るため、特定建築物等景観基準を定めるものとする。

2 前項の特定建築物等景観基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 特定建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

(2) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、特定建築物等景観基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、特定建築物等景観基準を定めたときは、その内容を告示するものとする。

5 前2項の規定は、特定建築物等景観基準の変更について準用する。

#### (行為の届出)

第27条の2の2 特定建築物等に係る次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 新築、改築、増築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号において同じ。）

(2) 大規模な修繕又は大規模な模様替え

(3) 外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前2号に該当する行為を除く。）

#### (指導又は助言)

第27条の2の3 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が特定建築物等景観基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

#### (勧告及び公表)

第27条の2の4 知事は、第27条の2の2の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を特定建築物等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

#### (特定建築物等に係る要請)

第27条の2の5 知事は、現に存する特定建築物等が特定建築物等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第27条の2の6 第14条の規定は、国等が行う第27条の2の2に規定する行為について準用する。

## 第2節 景観影響評価

(準備書の作成等)

第27条の2の7 第27条の2の2に規定する行為をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、同条の規定による届出の前に、知事が定める景観影響評価指針に基づき、特定建築物等景観基準への適合又は不適合その他の当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価(以下「景観影響評価」という。)を行い、規則で定めるところにより、景観影響評価の結果その他規則で定める事項を記載した景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。ただし、同条に規定する行為が、地域の景観に及ぼす影響が著しく小さいものとして規則で定めるものであるときは、この限りでない。

(準備書の公告及び縦覧等)

第27条の3 知事は、準備書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告するとともに、その写しを当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。  
2 知事は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、関係市町(特定建築物等が景観に著しい影響を及ぼすおそれがある地域の存する市町として知事が定める市町をいう。以下この節において同じ。)の長に準備書の写しを送付するものとする。

(説明会の開催等)

第27条の4 特定建築主は、前条第1項の規定による公告があつたときは、規則で定めるところにより、準備書の内容についての説明会(以下「説明会」という。)の開催その他当該内容の周知を図るために必要な措置を講じなければならない。  
2 特定建築主は、説明会の開催その他前項に規定する措置を講じようとするときは、規則で定めるところにより、当該説明会の開催の日時、場所その他規則で定める事項(以下「説明会の日時等」という。)及び当該措置の内容を知事に届け出なければならない。  
3 特定建築主は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、説明会の日時等を広告しなければならない。  
4 天災地変その他やむを得ない理由により説明会を開催することができないと知事が認める場合は、特定建築主は、説明会を開催することを要しない。この場合において、特定建築主は、準備書の内容について、その概要を記載した書面の提供その他の方法により、関係市町の住民に周知を図るよう努めなければならない。  
5 特定建築主は、説明会の開催その他第1項に規定する措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その状況を知事に報告しなければならない。

(住民意見書の提出等)

第27条の5 第27条の3第1項の規定による公告があつたときは、準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、同項の縦覧の期間の終了する日までに、当該準備書について、知事に意見書(以下「住民意見書」という。)を提出することができる。  
2 知事は、住民意見書の提出があつたときは、前項の提出期限後遅滞なく、その写しを特定建築主及び関係市町の長に送付するものとする。

(見解書の作成等)

第27条の6 特定建築主は、前条第2項の規定による住民意見書の写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日から起算して30日以内に、当該住民意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 第27条の3第2項の規定は、見解書の提出があつたときについて準用する。

(審査意見書の作成等)

第27条の7 知事は、前条第1項の規定による見解書の提出を受けた日(住民意見書の提出がない場合にあつては、第27条の3第1項の縦覧の期間の終了した日)から起算して30日以内に、準備書について審査を行い、次に掲げる事項に関する意見を記載した審査意見書(以下「審査意見書」という。)を作成するものとする。

(1) 特定建築物等の特定建築物等景観基準への適合又は不適合

(2) 住民意見書及び見解書の内容を勘案して特定建築物等と地域の景観との調和を図るために特定建築主が講ずべき措置

2 知事は、前項の規定により審査意見書を作成しようとするときは、準備書の内容が特定建築物等景観基準に適合していることが明らかであり、かつ、住民意見書の提出がない場合を除き、関係市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、審査意見書を作成したときは、遅滞なく、これを特定建築主に送付するとともに、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(評価書の作成等)

第27条の8 特定建築主は、審査意見書に基づき、準備書の記載事項について検討を加え、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した景観影響評価書(以下「評価書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。ただし、準備書の内容が特定建築物等景観基準に適合し、かつ、特定建築物等と地域の景観との調和を図るために特定建築主が講ずべき措置がないと知事が認める場合は、この限りでない。

(1) 景観影響評価の結果

(2) 住民意見書に記載された意見の概要

(3) 審査意見書に記載された意見

(4) 前2号の意見に関する特定建築主の見解

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による評価書の提出は、第27条の2の2の規定による届出の前に行わなければならない。

3 第1項ただし書に規定する場合においては、知事は、特定建築主に対し、評価書の作成を要しない旨を通知するものとする。

(再審査意見書の作成等)

第27条の8の2 知事は、前条第1項の規定による評価書の提出を受けた日から起算して30日以内に、評価書について審査を行い、評価書の内容についての意見その他の特定建築物等と地域の景観との調和を図る観点からの意見を記載した意見書(以下「再審査意見書」という。)を作成するものとする。

2 知事は、前項の規定により再審査意見書を作成しようとするときは、関係市町の長及び審議会の意見を聴くことができる。

(再審査意見書の送付等)



第27条の9 知事は、再審査意見書を特定建築主に送付するとともに、規則で定めるところにより、評価書の提出があつた旨及び再審査意見書を特定建築主に送付した旨を公告し、当該評価書の写し及び再審査意見書の写しを当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 第27条の3第2項の規定は、前項の規定による公告をしたときについて準用する。この場合において、同項中「準備書の写し」とあるのは、「評価書の写し及び再審査意見書の写し」と読み替えるものとする。

(準備書の記載事項の内容の変更)

第27条の10 特定建築主は、準備書の提出後評価書の提出までの間において、第27条の2の7に規定する行為(以下「評価対象行為」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、審査意見書に基づく変更その他規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 特定建築主が前項本文に規定する変更をしようとするときは、当該変更をする部分に係る景観影響評価に関する手続は、第27条の2の7から第27条の8までの規定の例により行うものとする。ただし、当該変更をする部分に係る評価対象行為の実施が景観に著しい影響を及ぼすおそれがないと知事が認めるときは、当該手続の全部又は一部を行わないことができる。

3 第1項ただし書の規定の適用を受けた特定建築主は、変更の内容を評価書に記載しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を関係市町の長に通知するものとする。

(特定建築主の変更)

第27条の11 前条第1項に規定する間において、特定建築主に変更があつたときは、変更後の特定建築主は、当該変更のあつた日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、変更前の特定建築主が行った手続は、変更後の特定建築主が行ったものとみなす。

3 前条第4項の規定は、第1項の規定による届出があつたときについて準用する。

(評価対象行為の廃止の届出)

第27条の12 特定建築主は、第27条の10第1項に規定する間において、評価対象行為を実施しないこととしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第27条の10第4項の規定は、第1項の規定による届出があつたときについて準用する。

(行為の制限等)

第27条の13 特定建築主は、第27条の9第1項の規定による公告の日(第27条の8第3項の通知を受けた場合は、当該通知を受けた日)以後でなければ、評価対象行為に着手してはならない。

2 特定建築主は、評価対象行為の実施に当たっては、評価書(第27条の8第1項ただし書の規定により評価書の作成を要しない場合は、準備書)の内容を尊重し、特定建築物等と地域の景観との調和について適正に配慮しなければならない。

(勧告及び公表)

第27条の14 知事は、特定建築主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) この節の規定に違反して景観影響評価に関する手続の全部又は一部を行わないとき。
  - (2) 虚偽の記載をした準備書、見解書又は評価書を提出したとき。
  - (3) 前条第1項の規定に違反して評価対象行為に着手したとき。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

### 第4章の3 建築物等その他の物件の管理

#### (所有者等の責務)

第27条の15 建築物等その他の物件（第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。）の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良好な景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

#### (景観形成地区内等の所有者等の義務)

第27条の16 景観形成地区又は広域景観形成地域（広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。）内（次条において「景観形成地区内等」という。）の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分（道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。）を管理不全状態（規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。）とならないよう適切に管理しなければならない。

#### (指導又は助言)

第27条の17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

#### (勧告及び公表)

第27条の18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

#### (命令及び公表)

第27条の19 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態（周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。）にある場合であって、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- 3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

#### (立入検査等)

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。

### 第4章の4 空地の利用又は管理

第27条の22 知事は、空地（土石の採取の跡地、建設資材の保管の用に供されている土地その他の知事が定める土地をいう。以下同じ。）の利用又は管理（以下「空地の利用等」という。）について、空地利用等景観基準を定めるものとする。

2 知事は、空地の利用等が空地利用等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該空地の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 知事は、前項の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、当該指導に係る空地の利用等の内容を空地利用等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

6 第22条第3項及び第4項の規定は、空地利用等景観基準の決定及び変更について準用する。

### 第5章 住民の参画と協働による景観の形成等

#### (景観形成等住民協定の認定等)

第28条 土地又は建築物等の所有者等は、当該土地又は建築物等の存する地域内において一定の区域を定め、互いに当該区域の景観の形成等に関する協定を締結し、規則で定めるところにより、知事に認定を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定が、規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該協定を景観形成等住民協定として認定するものとする。

3 知事は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

#### (景観形成等住民協定に係る支援)

第29条 県は、前条第2項に規定による認定を受けた景観形成等住民協定（以下「景観形成等住民協定」という。）に基づく景観の形成等に関する活動について、技術的な支援等を行うものとする。

( 景観形成等協議会 )

第29条の2 景観形成等住民協定の当事者は、全員で、規約を定め、次に掲げる事項を協議するための団体(以下「景観形成等協議会」という。)を設置することができる。

- (1) 景観形成等住民協定の改定に関すること。
- (2) 景観形成等住民協定に基づく当該地域内における景観の形成等に関する活動に関すること。
- (3) 前号の景観の形成等に関する活動の評価に関すること。

2 知事は、景観形成地区(景観形成地区に指定しようとする区域を含む。以下この項において同じ。)内において、景観形成等協議会により、適宜、景観形成等住民協定の適切な見直しが行われ、かつ、景観形成等住民協定に基づく景観の形成等に関する活動が効果的に実施されていると認めるときは、当該景観形成地区に係る景観形成基準の決定又は変更に際して、当該景観形成等住民協定の内容を当該景観形成基準に反映させるよう努めるものとする。

( 景観形成等推進員 )

第29条の3 景観の形成等に関する知識又は技術を有する者で規則で定める要件に該当するものは、規則で定めるところにより、景観形成等推進員として、知事の登録を受けることができる。

2 前項の規定により、景観形成等推進員の登録を受けた者は、県若しくは市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力し、又は県民若しくは事業者による景観の形成等に関する活動を支援しなければならない。

( 事業者と知事との景観の形成等に関する協定 )

第29条の4 知事は、地域の景観に及ぼす影響が大きい事業活動を行う事業者との間で、その事業活動を行う区域及びその周辺地域に係る景観の形成等に関する協定を締結することができる。

2 知事から前項の規定による協定の締結を求められた事業者は、これに応ずるよう努めなければならない。

( 景観形成等住民活動に対する支援施策 )

第29条の5 県は、第28条から前条までに規定するもののほか、住民の参画と協働による景観の形成等に関する活動を支援するための施策を講ずるものとする。

## 第5章の2 公共施設景観指針

第29条の6 知事は、県が設置し、又は管理する公共の用に供する施設(以下「公共施設」という。)について、公共施設景観指針を定めるものとする。

2 県は、公共施設を設置し、又は管理する場合においては、公共施設景観指針に従い、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観との調和を図るものとする。

3 知事は、国等が設置し、又は管理する公共施設について、公共施設景観指針に準じて、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観との調和を図るよう要請するものとする。

4 第8条第6項の規定は、公共施設景観指針の決定及び変更について準用する。

## 第6章 雑則

( 地区計画等の制度の活用 )

第30条 県及び市町は、景観の形成を図るため、この条例に定めるもののほか、都市計画法第12条の4第1項に規定する地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿

道地区計画及び集落地区計画、同法第8条第1項に規定する景観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区並びに景観法第8条第1項に規定する景観計画（以下「地区計画等」という。）の制度の活用を図るよう努めるものとする。

（条例の適用除外）

第31条 地区計画等の区域については、第2章、第3章（第15条及び第20条の2を除く。）及び第4章の規定は、適用しない。

2 大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和に関する条例を制定している規則で定める市町の区域における第2章、第3章（第15条及び第20条の2を除く。）第4章及び第4章の2の規定の適用については、規則で定める。

3 神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の区域に存する沿道景観形成地区内における第10条第3項第1号に掲げる行為又は沿道型広域景観形成地域内における第17条第5号に掲げる行為については、第10条第3項又は第17条の規定による届出を要しない。

4 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）その他第4章の2第2節に規定する景観影響評価に係る手続に相当する手続が定められているものとして規則で定める法令等の適用を受ける特定建築物等に係る第27条の2の2に規定する行為については、同節の規定は、適用しない。

（補則）

第32条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

（罰則）

第33条 第21条の6第1項又は第21条の18第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第33条の2 第21条の17第1項又は第4項の許可を受けないで認定景観形成重要建造物の現状変更等を行った者は、30万円以下の罰金に処する。

第34条 第21条の9第1項又は第21条の21第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 第10条第1項から第3項まで、第17条、第21条の7、第21条の12、第23条又は第27条の2の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第33条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第20条の次に1条を加える改正規定

及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の景観の形成等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第8条第1項又は第3項の規定により同条第1項第4号に掲げる沿道景観形成地区として指定された景観形成地区のうち当該景観形成地区内に複数の市町の区域が存するもの(次項において「複数市町景観形成地区」という。)は、改正後の景観の形成等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第15条第1項又は第3項の規定により同条第1項第2号に掲げる沿道型広域景観形成地域として指定された広域景観形成地域とみなす。
- 3 複数市町景観形成地区について改正前の条例第9条第1項の規定により定められた景観形成基準及び改正前の条例第22条第1項の規定により定められた大規模建築物等景観基準は、改正後の条例第16条第1項の規定により定められた広域景観形成基準とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された風景形成地域は、改正後の条例第15条第1項又は第3項の規定により同条第1項第1号に掲げる風景型広域景観形成地域として指定された広域景観形成地域とみなす。
- 5 前項の風景形成地域について改正前の条例第16条第1項の規定により定められた風景形成基準は、改正後の条例第16条第1項の規定により定められた広域景観形成基準とみなす。
- 6 施行日前に改正前の条例の規定によりなされた要請、届出その他の手続は、改正後の条例の相当規定によりなされた手続とみなす。
- 7 改正後の条例第15条第2項及び第4項の規定において準用する改正後の条例第8条第4項から第7項までの規定による手続は、施行日前においてもすることができる。
- 8 附則第2項又は第4項の規定により広域景観形成地域とみなされた複数市町景観形成地区又は風景形成地域においては、改正後の条例第20条の2第1項の規定による広域景観形成協議会を組織することができる。

(屋外広告物条例の一部改正)

- 9 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。  
第4条第1項第2号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。  
第23条第1項第4号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域(同条第1項第2号に規定する沿道型広域景観形成地域を除く。)」に改める。

(環境影響評価に関する条例の一部改正)

- 10 環境影響評価に関する条例(平成9年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。  
第42条を次のように改める。

第42条 削除

## 景観の形成等に関する条例施行規則

	昭和60年 3月27日	規則第48号
改正	昭和61年 3月20日	規則第18号
	昭和63年 3月24日	規則第 8号
	昭和63年 9月30日	規則第77号
	昭和63年12月27日	規則第92号
	平成元年12月26日	規則第82号
	平成 2年 3月30日	規則第12号
	平成 5年 9月28日	規則第74号
	平成 6年10月28日	規則第71号
	平成 7年 6月30日	規則第44号
	平成 8年 9月27日	規則第78号
	平成11年 3月30日	規則第21号
	平成12年 3月31日	規則第73号
	平成16年12月28日	規則第90号
	平成18年 9月22日	規則第71号
	平成19年 9月28日	規則第61号
	平成21年 3月31日	規則第23号
	平成25年 9月 6日	規則第37号

### 目次

第 1 章	総則（第 1 条・第 1 条の 2）
第 2 章	景観形成地区に係る手続等（第 2 条 第 9 条）
第 3 章	広域景観形成地域に係る手続等（第10条 第17条）
第 3 章の 2	星空景観形成地域に係る手続等（第17条の 2 第17条の 8）
第 3 章の 3	景観形成重要建造物等に係る手続等（第17条の 9 第17条の16）
第 4 章	大規模建築物等に係る手続等（第18条 第22条）
第 4 章の 2	特定建築物等に係る手続等（第22条の 2 第22条の 8）
第 4 章の 3	建築物等その他の物件（第22条の 9 第22条の12）
第 4 章の 4	空地（第22条の13）
第 5 章	住民の参画と協働による景観の形成等に係る手続等（第23条 第25条の 3）
第 6 章	雑則（第26条 第29条）
	附則

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第1条の2 条例第2条第4号に規定する規則で定める工作物は、土地に設置される太陽光発電設備とする。

第2章 景観形成地区に係る手続等

(景観形成地区の指定の案の公告)

第2条 条例第8条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 景観形成地区の名称及び種別
- (2) 景観形成地区に指定する土地の区域
- (3) 景観形成地区の指定の案の縦覧場所

2 前項に規定する公告は、兵庫県公報に登載して行うものとする。

(景観形成基準の案の公告)

第3条 条例第9条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 景観形成地区の名称及び種別
- (2) 景観形成基準の案の縦覧場所

2 前条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(歴史的景観形成地区内等において届出を要する建築物等の新築等)

第4条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める行為は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域及び同法第5条の2の規定により指定された準都市計画区域以外の区域内における建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転とする。ただし、当該建築物を改築し、増築し、又は移転しようとする場合で、その改築、増築又は移転に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内のものについては、この限りでない。

(沿道景観形成地区内において届出を要しない広告物等の表示又は設置)

第4条の2 条例第10条第3項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる広告物等の表示又は設置とする。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
- (2) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等
- (3) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物
- (4) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- (6) 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示する広告物



(行為の届出)

第5条 条例第10条各項の規定による届出をしようとする者は、建築等(変更)届出書(様式第1号。以下この条において「届出書」という。)に、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 都市計画法第59条第4項の規定により都市計画事業を施行しようとする者が、当該都市計画事業の認可の申請書と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該届出書に添付する図書の全部又は一部を省略することができる。都市再開発法(昭和44年法律第38号)その他の法令の規定により都市計画事業の認可を受けたものとみなされる手続と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときも、同様とする。
- 3 届出書は、届出に係る行為が建築基準法第6条第1項に規定する確認を要する行為である場合には、当該確認の申請前に、提出しなければならない。

(協議を要する大規模建築物等)

第6条 条例第11条第1項に規定する規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域で延べ面積の敷地面積に対する割合の限度が10分の40以上である地域(以下「都心部」という。)の建築物で、高さが60メートルを超え、又は延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの
- (2) 都心部以外の地域の建築物で、高さが31メートルを超え、又は延べ面積が15,000平方メートルを超えるもの
- (3) 都心部の工作物で、高さが60メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが40メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が60メートル)を超えるもの
- (4) 都心部以外の地域の工作物で、高さが31メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの

(景観に及ぼす影響調査等)

第7条 知事は、条例第11条第2項の規定により、前条各号に掲げる大規模建築物等のうち、次に掲げるものに係る条例第10条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあっては調査、予測又は評価を、その他のものに係る当該行為にあっては調査又は予測を求めるものとする。

- (1) 都心部の建築物で、高さが60メートルを超え、かつ、延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの
- (2) 都心部以外の地域の建築物で、高さが31メートルを超え、かつ、延べ面積が15,000平方メートルを超えるもの
- (3) 知事が特に景観に及ぼす影響が大きいと認める建築物等

(通知をもつて届出に代える法人)

第8条 条例第14条第1項に規定する規則で定める法人は、法令の規定により国の機関又は地方公共団体とみなして、建築基準法第18条の規定が適用され、又は準用される法人とする。

(景観形成地区に係る行為の通知)

第9条 条例第14条第1項の規定による通知は、建築等(変更)通知書(様式第2号)に、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付して行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条第2項の規定は、前項に規定する通知について準用する。

### 第3章 広域景観形成地域に係る手続等

(広域景観形成地域の指定の案の公告)

第10条 条例第15条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 広域景観形成地域の名称及び種別
- (2) 広域景観形成地域に指定する土地の区域
- (3) 広域景観形成地域の指定の案の縦覧場所

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(広域景観形成基準の案の公告)

第11条 条例第16条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 広域景観形成地域の名称
- (2) 広域景観形成基準の案の縦覧場所

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

第12条 削除

(行為の届出)

第13条 第5条の規定は、条例第17条の規定による届出について準用する。

(協議を要する大規模建築物等)

第14条 条例第18条第1項に規定する規則で定める広域景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等は、第6条各号に掲げるものとする。

(広域景観に及ぼす影響調査等)

第15条 知事は、条例第18条第2項の規定により、第6条各号に掲げる大規模建築物等のうち、次に掲げるものに係る条例第17条各号に掲げる行為にあつては調査、予測又は評価を、その他のものに係る当該行為にあつては調査又は予測を求めるものとする。

- (1) 都心部の建築物で、高さが60メートルを超え、かつ、延べ面積が30,000平方メートルを超えるもの

- (2) 都心部以外の地域の建築物で、高さが31メートルを超え、かつ、延べ面積が15,000平方メートルを超えるもの
- (3) 知事が特に**広域景観**に及ぼす影響が大きいと認める建築物等

(通知をもって届出に代える法人)

第16条 条例第21条の規定による規則で定める法人は、第8条に規定する法人とする。

(行為の通知)

第17条 第9条の規定は、条例第21条の規定による通知について準用する。

### 第3章の2 星空景観形成地域に係る手続等

(星空景観形成地域の指定の案の公告)

第17条の2 条例第21条の2第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 星空景観形成地域の名称
- (2) 星空景観形成地域に指定する土地の区域
- (3) 星空景観形成地域の指定の案の縦覧場所

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(星空景観形成照明基準の案の公告)

第17条の3 条例第21条の4第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 星空景観形成地域の名称
- (2) 星空景観形成照明基準の案の縦覧場所

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(特定施設)

第17条の4 条例第21条の7に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設のうち、その用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるものとする。

- (1) 観覧場又は集会場
- (2) 病院、診療所、ホテル、旅館、共同住宅又は児童福祉施設等(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条の3第1号に掲げるものをいう。)
- (3) 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (4) 展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店又は物品販売業を営む店舗
- (5) 事務所又は工場
- (6) 屋外の作業場、資材置き場、駐車場、公園又は広場

(特定施設の新設等の届出)

第17条の5 条例第21条の7の規定による届出をしようとする者は、特定施設新設等(変更)届

出書（様式第3号）に別表第2に掲げる図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 条例第21条の7に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定施設の名称及び所在地
- (3) 特定施設の概要
- (4) 照明器具の使用の方法

3 第5条第3項の規定は、条例第21条の7の規定による届出について準用する。

（通知をもって届出に代える法人）

第17条の6 条例第21条の8の規定による規則で定める法人は、第8条に規定する法人とする。

（行為の通知）

第17条の7 条例第21条の8の規定による通知は、特定施設新設等（変更）通知書（様式第4号）に、別表第2に掲げる図書を添付して行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

（身分証明書の様式）

第17条の8 条例第21条の9第2項に規定する証明書の様式は、様式第5号のとおりとする。

### 第3章の3 景観形成重要建造物等に係る手続等

（所有者に通知する事項）

第17条の9 条例第21条の10第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観形成重要建造物等の名称
- (2) 景観形成重要建造物等の所在地
- (3) 景観形成重要建造物等の指定の理由
- (4) 指定番号

（景観形成重要建造物等に係る届出を要しない行為）

第17条の10 条例第21条の12ただし書に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 景観形成重要建造物等が毀（き）損している場合又は毀（き）損することが明らかに予見される場合において、当該毀（き）損の拡大又は発生を防止するための応急の措置としてする行為
- (2) 危険を防止するための応急の措置としてする行為
- (3) 整枝等木竹の保育のために通常行われる景観形成重要樹木の管理行為
- (4) 建築物である景観形成重要建造物の外観の変更を伴わない修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としてする行為

(行為の届出)

第17条の11 条例第21条の12の規定による届出をしようとする者は、景観形成重要建造物等に係る行為(変更)届出書(様式第6号)に、別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書(当該者が景観形成重要建造物等の所有者以外の者である場合にあっては、当該図書及び所有者の意見書)を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条第3項の規定は、条例第21条の12の規定による届出について準用する。

(保存活用計画の認定の申請)

第17条の12 条例第21条の14第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による認定を申請しようとする者は、保存活用計画(変更)認定申請書(様式第6号の2)に、保存活用計画を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(認定景観形成重要建造物に係る許可を要しない行為)

第17条の13 条例第21条の17第1項ただし書に規定する規則で定める行為は、第17条の10第1号、第2号及び第5号に掲げる行為とする。

(現状変更等に係る許可の申請)

第17条の14 条例第21条の17第1項又は第4項の規定による許可を受けようとする者は、認定景観形成重要建造物に係る現状変更等(変更)許可申請書(様式第6号の3)に、別表第3景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更の款に規定する図書(当該者が認定景観形成重要建造物の所有者以外の者である場合にあっては、当該図書及び所有者の意見書)を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(保存活用計画の廃止の届出)

第17条の15 条例第21条の19第1項の規定による届出は、保存活用計画廃止届出書(様式第6号の4)によって行わなければならない。

(身分証明書の様式)

第17条の16 条例第21条の21第2項に規定する証明書の様式は、様式第6号の5のとおりとする。

#### 第4章 大規模建築物等に係る手続等

(行為の届出)

第18条 第5条の規定は、条例第23条の規定による届出について準用する。

(協議を要する大規模建築物等)

第19条 条例第24条第1項に規定する規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等は、第6条各号に掲げるものとする。

( 景観に及ぼす影響調査等 )

第20条 知事は、条例第24条第2項の規定により、第6条各号に掲げる大規模建築物等に係る条例第23条各号に掲げる行為にあっては、調査又は予測を求めるものとする。

( 第20条の2 削除 )

( 通知をもって届出に代える法人 )

第21条 条例第27条の規定による規則で定める法人は、第8条に規定する法人とする。

( 行為の通知 )

第22条 第9条の規定は、条例第27条の規定による通知について準用する。

#### 第4章の2 特定建築物等に係る手続等

( 行為の届出 )

第22条の2 第5条の規定は、条例第27条の2の2の規定による届出について準用する。

( 通知をもって届出に代える法人 )

第22条の2の2 条例第27条の2の6の規定による規則で定める法人は、第8条に規定する法人とする。

( 行為の通知 )

第22条の2の3 第9条の規定は、条例第27条の2の6の規定による通知について準用する。

( 準備書の作成を要しない行為 )

第22条の2の4 条例第27条の2の7ただし書に規定する規則で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

(1) 道路その他の公共の場所から当該行為に係る部分が容易に展望できない行為

(2) 特定建築物等( 条例第2条第6号ア又はイに掲げるものに限る。 )の改築又は増築であって、次のいずれにも該当する行為

ア 改築又は増築に係る部分( 以下「増改築部分」という。 )の延べ面積が、50平方メートル以下で、かつ、改築又は増築を行う前の特定建築物等( 以下「既存特定建築物等」という。 )の延べ面積の10分の1以下であること。

イ 改築又は増築を行った後の特定建築物等の高さが既存特定建築物等の高さ以下であること。

ウ 増改築部分の外観に係る部分( 道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。以下ウにおいて同じ。 )の面積が既存特定建築物等の外観に係る部分の面積の2分の1以下であること。

( 準備書の作成等 )

第22条の3 条例第27条の2の7の規定による準備書の作成は、知事が定める景観影響評価準備書作成基準に基づき行わなければならない。

2 条例第27条の2の7の規定による準備書の提出は、景観影響評価準備書提出書（様式第7号）によって行わなければならない。

3 条例第27条の2の7に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 評価対象行為を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
- (2) 景観影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（準備書の公告）

第22条の4 条例第27条の3第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地
- (3) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (4) 住民意見書の提出期間及び提出先

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

（説明会の開催等）

第22条の5 条例第27条の4第1項の規定による説明会の開催は、前条第1項第3号に規定する縦覧期間内に、関係市町の区域内において行わなければならない。

2 条例第27条の4第1項に規定する措置は、前条第1項第3号に規定する縦覧期間内に、関係市町の区域内において、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により講じなければならない。

3 条例第27条の4第2項の規定による届出は、説明会開催等実施届（様式第8号）によって行わなければならない。

4 条例第27条の4第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 説明会の会場の収容人員
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

5 条例第27条の4第3項の規定による広告は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、関係市町の区域内において、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 印刷物の配布又は回覧
- (2) 公共の場所の掲示板への掲示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

6 条例第27条の4第5項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した説明会開催等実施状況報告書（様式第9号）によって行わなければならない。

- (1) 説明会の開催の日時及び場所
- (2) 説明会に参加した者の数
- (3) 説明会の経過及び概要

- (4) 説明会で配布した書類及び図面の種類
- (5) 説明会の開催の広告の方法
- (6) 説明会の開催以外に準備書の内容の周知を図るために講じた措置の内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

7 前項に規定する説明会開催等実施状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 説明会の会議録
- (2) 説明会で配布した書類及び図面
- (3) 説明会の開催の広告をした事実を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(評価書の作成等)

第22条の6 条例第27条の8第1項の規定による評価書の作成は、知事が定める景観影響評価書作成基準に基づき行わなければならない。

2 条例第27条の8第1項の規定による評価書の提出は、景観影響評価書提出書(様式第10号)によって行わなければならない。

3 条例第27条の8第1項第5号に規定する規則で定める事項は、第22条の3第3項各号に掲げる事項とする。

(評価書等の公告)

第22条の7 条例第27条の9第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 第22条の4第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

(軽微な変更)

第22条の8 条例第27条の10第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、特定建築物等の名称の変更とする。

### 第4章の3 建築物等その他の物件

(広域景観の形成が特に必要な区域)

第22条の9 条例第27条の16に規定する規則で定める区域は、次の各号に掲げる広域景観形成地域の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

(1) 風景型広域景観形成地域 次に掲げる区域のうち、当該広域景観の特性に応じて知事が広域景観形成地域ごとに定める区域

ア 当該広域景観形成地域の優れた景観を構成する河川、海岸等及びそれらの周辺の区域

イ 当該広域景観形成地域の優れた景観を展望できる主要な道路、鉄道等及びそれらの周辺の区域



ウ その他知事が必要と認める区域

(2) 沿道型広域景観形成地域 当該広域景観の特性に応じて知事が広域景観形成地域ごとに定める道路及びその周辺の区域

(管理不全状態)

第22条の10 条例第27条の16に規定する規則で定める破損又は腐食が生じた状態は、建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分（道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。）の面積に対する当該部分に生じた破損又は腐食に係る部分の面積の割合として知事が定める方法により算定した割合（次条において「破損等面積割合」という。）が10分の1を超えるものとする。

(景観支障状態)

第22条の11 条例第27条の19第1項に規定する規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じた状態は、破損等面積割合が4分の1を超えるものとする。

(身分証明書の様式)

第22条の12 条例第27条の20第2項に規定する証明書の様式は、様式第10号の2のとおりとする。

#### 第4章の4 空地

第22条の13 条例第27条の22第1項に規定する知事が定める土地は、次に掲げる土地とする。

- (1) 土石の採取、埋立てその他の土地の形質を変更する行為又は建築物等の解体工事の跡地
- (2) 土地に定着する工作物のない土地であって、次に掲げるもの（建設工事の現場である土地を除く。）
  - ア 建設資材その他の資材又は機械器具の保管の用に供されている土地
  - イ 土石、砂、木材、廃棄物その他これらに類する物が集積され、又は放置されている土地

#### 第5章 住民の参画と協働による景観の形成等に係る手続等

(景観形成等住民協定の認定の申請)

第23条 条例第28条第1項の規定による申請は、景観の形成等に関する協定を締結した者の代表者が景観形成等住民協定認定（変更、廃止）申請書（様式第11号）に、当該協定の内容を記載した書面の写しを添付して行うものとする。同条第2項の規定による認定を受けた協定を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(景観形成等住民協定の認定の要件)

第24条 条例第28条第2項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 協定に、次に掲げる事項が定められていること。
  - ア 名称

- イ 目的
  - ウ 対象区域
  - エ 協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - オ 景観の形成等に必要な基準
  - カ 有効期間
  - キ 変更又は廃止の手続
  - ク その他当該区域の景観の形成等に関して必要な事項
- (2) 協定の有効期間が5年以上であること。
- (3) 協定を締結した者の所有し、管理し、又は占有する土地又は建築物等が対象区域内の土地又は建築物等の3分の2以上を占めるものであること。
- (4) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。
- (5) 公益上の支障がないこと。

（景観形成等住民協定の認定の公告）

第25条 条例第28条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について、行うものとする

- (1) 景観形成等住民協定の名称
- (2) 景観形成等住民協定の対象区域
- (3) 景観形成等住民協定の有効期間
- (4) その他景観形成等住民協定の概要

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する公告について準用する。

（景観形成等推進員の登録の要件）

第25条の2 条例第29条の3第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 建築士の資格を有する者
- (2) 前号に定めるもののほか、景観の形成等に関する知識及び経験を有するものとして知事が認める者

（景観形成等推進員の登録の申請）

第25条の3 条例第29条の3第1項に規定する知事の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 経歴
- (3) 行おうとする景観の形成等に関する活動の支援の内容

## 第6章 雑則

（氏名等の変更の届出）

第26条 条例第10条各項、第17条、第21条の7、第21条の12、第23条若しくは第27条の2の2の

規定による届出をした者又は条例第21条の17第1項若しくは第4項の規定による許可を受けた者は、当該届出をした者、当該許可を受けた者、それらの代理人、設計者又は工事監理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を変更届出書（様式第12号）により、知事に提出しなければならない。

（適用除外）

第27条 条例第31条第2項の規定により、次の各号に掲げる市町の区域にあっては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、川西市、篠山市及び朝来市の区域 条例第2章、第3章（第15条及び第20条の2を除く。）及び第4章
- (2) 神戸市の区域 条例第4章の2第2節（条例第27条の2の2に規定する行為が神戸市都市景観条例（昭和53年10月神戸市条例第59号）第31条の4第1項に規定する景観影響建築行為に該当する場合に限る。）及び前号に定める規定

2 条例第31条第4項に規定する規則で定める法令等は、次のとおりとする。

- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- (2) 神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月神戸市条例第29号）

（都市計画との調整）

第28条 知事は、都市景観の形成等に関して都市計画との調整を図る必要があると認めるときは、兵庫県都市計画審議会の意見を聴くことができる。

（書類の提出部数）

第29条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、別表第4のとおりとする。

附 則

（略）

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1（第5条、第9条、第13条、第17条、第18条、第22条、第22条の2、第22条の2の3関係）

行為	図書		
	種類	縮尺	明示すべき事項
建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩若しくは意匠の変更	付近見取図	1 / 2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1 / 200以上	
	各階の平面図	1 / 200以上	
	各面の立面図	1 / 200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	主要部2面以上の断面図	1 / 200以上	
	外構平面図	1 / 200以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
	敷地周辺状況カラー写真		
	完成予想図カラー写真		
	協議書、予測書又は評価書		
	景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し (条例第27条の8第1項ただし書きの規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し)		
知事が特に必要と認める図書			
広告物等の表示若しくは設置又は自動販売機の設置	付近見取図	1 / 2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1 / 200以上	
	完成予想図カラー写真		
	知事が特に必要と認める図書		

- 備考
- 1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
  - 2 協議書、予測書又は評価書は、条例第11条第1項、第18条第1項又は第24条第1項の規定による協議をした場合に添付すること。
  - 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し（条例第27条の8第1項ただし書きの規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し）は、条例第4章の2第2節の規定による景観影響評価の手続を行った場合に添付すること。
  - 4 届け出た内容又は通知した内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

別表第2（第17条の5、第17条の7関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1 / 2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1 / 200以上	
各階の平面図	1 / 200以上	照明器具の位置及び照射の向き
各面の立面図	1 / 200以上	照明器具の位置及び照射の向き
外構平面図	1 / 200以上	照明器具の位置及び照射の向き
すべての照明器具の姿図		
知事が特に必要と認める図書		

備考 届け出た内容又は通知した内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること

別表第3（第17条の11、第17条の14関係）

行為	図書		
	種類	縮尺	明示すべき事項
景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更	付近見取図	1 / 2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1 / 200以上	
	各階の平面図	1 / 200以上	
	各面の立面図	1 / 200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	外構平面図	1 / 200以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
	完成予想図カラー写真		
	知事が特に必要と認める図書		
景観形成重要建造物の除却	付近見取図	1 / 2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
	状況カラー写真		
	知事が特に必要と認める図書		
景観形成重要樹木の移植又は伐採	付近見取図	1 / 2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
	地形図	1 / 200以上	伐採する樹木、移植する樹木及び新たに植栽する樹木
	状況カラー写真		
	知事が特に必要と認める図書		

- 備考 1 各階の平面図は、景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕又は模様替えを行うときに添付すること。
- 2 各階の平面図、各面の立面図及び外構平面図は、行為の着手前に係るもの及び行為の完了後に係るものをそれぞれ添付すること。
- 3 届け出た内容又は許可を受けた内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

別表第4（第29条関係）

提出書類名	提出部数
建築等（変更）届出書及び建築等（変更）通知書	正本（添付図書を含む。） 1部 副本（写真以外の添付図書を含む。） 景観形成地区又は <b>広域景観形成地域</b> に係るもの（沿道景観形成地区における大規模建築物等に係るものを除く。）にあっては2部、景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）若しくは <b>広域景観形成地域</b> 以外の地域における大規模建築物等又は特定建築物等に係るものにあっては1部
特定施設新設等（変更）届出書及び特定施設新設等（変更）通知書	2部
景観形成重要建造物等に係る行為（変更）届出書	2部
<b>保存活用計画（変更）認定申請書</b>	<b>2部</b>
<b>認定景観形成重要建造物に係る現状変更等（変更）許可申請書</b>	<b>2部</b>
<b>保存活用計画廃止届出書</b>	<b>2部</b>
景観影響評価準備書提出書	2部
説明会開催等実施届及び説明会開催等実施状況報告書	1部
景観影響評価書提出書	2部
景観形成等住民協定認定（変更、廃止）申請書	1部
変更届出書	景観形成地区、 <b>広域景観形成地域</b> 、星空景観形成地域又は景観形成重要建造物等に係るもの（沿道景観形成地区における大規模建築物等に係るものを除く。） 2部 景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）又は <b>広域景観形成地域</b> 以外の地域における大規模建築物等に係るもの 1部

様式略